

令和五年三月三十一日受領  
答弁 第三三三号

内閣衆質二一一第三三三号

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員櫻井周君提出コンテナ輸送にかかる国際競争力強化における大阪港北港南地区国際海上コンテナターミナルの重要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出コンテナ輸送にかかる国際競争力強化における大阪港北港南地区国際海上コンテナターミナルの重要性に関する質問に対する答弁書

一について

国際基幹航路に就航する船舶の国際コンテナ戦略港湾への寄港回数については、アジア諸国の主要港と比較して我が国の港湾における取扱貨物量が相対的に減少していること、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により船舶の運航に遅延が生じたこと等により減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前は、国際基幹航路における船舶の輸送力は増加傾向にあったこと、令和五年に入り新規の国際基幹航路が開設されたこと等を踏まえ、引き続き、我が国の港湾において一定程度の国際競争力が確保されていると認識している。

政府としては、国際コンテナ戦略港湾における国際基幹航路の維持、拡大等を図るため、国土交通省に設置された国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会が平成二十六年一月に取りまとめた「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 最終とりまとめ」において示された、「国際コンテナ戦略港湾への「集貨」」、「国際コンテナ戦略港湾への産業集積による「創貨」」及び「国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」」を柱と

する基本的な方向性を踏まえ、必要な施策を実施しているところである。

## 二及び三について

御指摘の「北港南地区（夢洲）国際海上コンテナターミナル」について、政府としては、大阪港におけるコンテナ貨物の輸送需要に対応するため、同港に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項に規定する港湾計画を踏まえ、荷さばき地を拡張するための整備を行っているところであるが、将来における同コンテナターミナルの拡張に関しては、同港におけるコンテナ貨物の輸送需要の見込み等を踏まえることが重要と考えており、「拡張余地を確保することは極めて重要と考えるが、政府の見解は如何に」及び「拡張余地が狭められることになり、国際戦略港湾競争力強化に反すると考えるが、政府の見解は如何に」とのお尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

## 四について

大阪港夢洲地区における港湾法第二条第五項第九号の二に規定する廃棄物処理施設（以下単に「廃棄物処理施設」という。）については、同港の港湾管理者である大阪市が国土交通省の補助事業により整備を行ったものであり、一般廃棄物及び産業廃棄物に加え、港湾工事により発生する浚渫土砂しゅんせつを受け入れてい

るところ、政府としては、今後とも、当該廃棄物処理施設が有効に活用されることは重要であると考えている。

#### 五について

お尋ねの「コンテナ物流が滞る」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「建設工事にかかる車両」によって「北港南地区（夢洲）国際海上コンテナターミナル」の周辺において渋滞が発生するか否かについては、建設工事の実施方法等の様々な事情によることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。なお、御指摘の「二〇二五年国際博覧会の建設工事のための車両」に関しては、大阪市等の工事関係者において、当該車両の通行量を調節するための方策として、カメラ等を活用した工事車両の運行管理に係るシステムの運用を検討していると承知している。

#### 六について

お尋ねの「負の遺産」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。いずれにしても、政府としては、「国際海上コンテナターミナル」や廃棄物処理施設等を有する大阪港夢洲地区は、国際コンテナ戦略港湾における国際基幹航路の維持、拡大等の観点から重要であると認識している。